

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(八尾税務署長)

平成22年8月27日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	八尾税務署長 長田 哲一
被告指定代理人	平井 優子
同	杉浦 弘浩
同	松帆 芳和
同	鐘ヶ江 利晴
同	新屋 ひとみ
同	角南 多喜夫
同	山岡 啓二

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 八尾税務署長が平成20年7月4日付けでした原告の平成17年分所得税の更正のうち、総所得金額193万0781円、還付金の額に相当する税額18万1456円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 2 八尾税務署長が平成20年7月4日付けでした原告の平成18年分所得税の更正のうち、総所得金額233万8134円、還付金の額に相当する税額25万9294円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、原告の平成17年分及び平成18年分(以下「本件各年分」という。)所得税について、A株式会社(以下「A」という。)との間で行った外国為替直物証拠金取引(以下「本件FX取引」という。)によって得た収入が同取引に係る諸経費及び評価損を下回っているとして、これらを雑所得に含めず所得税の確定申告をしたところ、八尾税務署長が、上記取引による収入は諸経費及び評価損を上回っており、これを雑所得に算入すべきであるとして、本件各年分所得税についてそれぞれ更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」と

いう。)をしたため、原告が、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各決定処分の各取消しを求めた事案である。

2 前提となる事実

本件において、以下の事実は、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる。なお、書証番号は特に断らない限り枝番号を含む。

(1) 当事者等

ア 原告は、税理士業務を行うとともに、Aとの間で本件FX取引をしていたものである。

イ Aは、平成3年8月に設立され、平成4年1月に「A株式会社」に、平成18年4月に「A証券株式会社」に、平成21年10月に「A株式会社」に商号を順次変更している。

(2) 本件FX取引の経緯

ア 本件FX取引の開始

原告は、平成13年5月1日付けで、Aに対し、本件FX取引に係る外国為替口座（以下「本件取引口座」という。）の開設を申し込み、同月17日から本件FX取引を開始した（乙10、12）。

本件FX取引は、有価証券市場において行う取引所取引（租税特別措置法（平成19年法律第6号による改正前のもの）41条の14第1項2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法2条20項参照）ではなく、原告がAとの間で行う店頭取引である（争いない）。

イ 平成17年及び平成18年中の本件FX取引

原告は、平成17年11月7日、それまで未決済のまま保有していた米ドルのFX買ポジション1枚（5万ドル）を1ドル当たり117.75円で仕切決済した（甲9、乙17）。

原告は、平成18年4月27日、米ドルのFX買ポジション1枚（5万ドル）を1ドル当たり114.80円で取得した（甲11、乙17）。

ウ 本件FX取引に係るスワップ金利（売買を行う2種類の通貨の金利差、以下「本件スワップ金利」という。）

平成17年の本件FX取引により28万6925円、平成18年の本件FX取引により46万2225円のスワップ金利が原告に発生した（甲10、12、乙17）。

(3) 本件各処分に至る経緯

ア 原告は、平成18年3月14日、八尾税務署長に対し、本件FX取引によって生じた雑所得がないことを前提に、雑所得の金額を211万8717円とし、還付金の額に相当する税額を18万1456円とするなどして、別表1確定申告欄記載のとおり、平成17年分の所得税につき青色申告により確定申告をした（甲1、乙1）。

イ 原告は、平成19年3月15日、八尾税務署長に対し、本件FX取引によって生じた雑所得がないことを前提に、雑所得の金額を205万5171円とし、還付金の額に相当する税額を25万9294円とするなどして、別表2確定申告欄記載のとおり、平成18年分の所得税につき青色申告により確定申告をした（甲2、乙2）。

ウ 八尾税務署長は、平成20年7月4日付けで、原告に対し、上記アの申告額に加えて、別表3平成17年分欄記載の本件FX取引に係る雑所得179万0925円があるとして、別表1更正処分等欄記載のとおり、平成17年分の原告の雑所得の金額を390万9642円、還付金の額に相当する税額を3万8177円とする更正処分をするとともに、過少申告加算

税の額を1万4000円とする過少申告加算税賦課決定処分をした(甲3)。

また、八尾税務署長は、同日付けで、原告に対し、上記イの申告額に加えて、別表3平成18年分欄記載の本件FX取引に係る雑所得72万8725円があるとして、別表2更正処分等欄記載のとおり、平成18年分の原告の雑所得の金額を278万3896円、還付金の額に相当する税額を19万3684円とする更正処分をするとともに、過少申告加算税の額を6000円とする過少申告加算税賦課決定処分をした(甲4)。

(4) 不服申立て本件訴訟の提起

ア 原告は、平成20年7月9日付けで、八尾税務署長に対し、本件各処分及び平成19年分所得税の更正処分につき異議申立てをしたところ、同署長は、同年9月3日付けで、原告の上記各異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした(甲5)。

イ 原告は、同月22日付けで、国税不服審判所長に対し、本件各処分及び平成19年分所得税の更正処分につき審査請求をしたところ、同所長は、平成21年4月27日付けで、原告の上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(甲6)。

ウ 原告は、同年10月21日、本件訴訟を提起した(顕著な事実)。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

本件における争点は、本件各処分の適法性、具体的には、本件FX取引に係る本件各年分の雑所得の有無及び額であり、これについての当事者の主張は以下のとおりである(なお、以下において、△印は、損失を表すものとする)。

(1) 被告の主張

ア 収入金額について

(ア) 法令の定め

所得税法36条1項は、その年分の各所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨規定しており、これによれば、収入金額とは、現実に収入のあった金額ではなく、収入すべきことが確定した金額であることが明らかである。

(イ) 為替差損益について

本件FX取引は、原告とAとの相対取引であって、当事者間の権利義務は当事者間の契約内容に基づいて確定するところ、本件FX取引は、いわゆる清算型ロールオーバーを採用しており、本件FX取引に伴う為替差損益(以下「本件為替差損益」という。)は、原告が仕切決済していなくても、未決済ポジションを保有している限り、毎営業日に本件FX取引口座において清算されることになる。

そうすると、本件FX取引においては、毎営業日に清算が行われる結果、原告に為替差益が生じた場合、Aには差益相当額の支払義務が、原告には差益相当額を受領する権利がそれぞれ確定し、逆に、為替差損が生じた場合、Aには差損相当額を受領する権利が、原告には差損相当額の支払義務がそれぞれ確定することになる。

そして、本件FX取引に関する約款(以下「本件約款」という。乙11)8条記載のとおり、原告は、本件取引口座の残高について、原告がAに預託している取引証拠金残高が必要証拠金を上回る場合には、原告の裁量でその額を新たなFX取引の取引証拠金に充当したり、現金の返還を請求することができる。

以上によれば、本件為替差損益は、清算型ロールオーバーにより本件取引口座において

営業日毎に清算される都度、損益が確定し実現したと認められるから、原告が本件為替差損益による成果を現実に支配し、享受していたことは明らかである。

そうであるところ、証拠によれば、本件各年分の本件為替差損益は、平成17年分が154万1000円、平成18年分が27万6500円であるから、これらはいずれも原告の収入金額である。

(ウ) 売買差損益について

本件F X取引に係る未決済ポジションは、仕切決済注文が確定した時点において解消され、本件F X取引に係る売買差損益（以下「本件売買差損益」という。）が確定するが、本件F X取引においては、清算型ロールオーバーにより未決済ポジションが営業日毎に常にC市場引値に引き直されていることから、正確には、本件売買差損益は、仕切決済の約定値段と前日の同市場の引値との差額に基づき計算された金額である。

そして、確定した本件売買差損益は仕切決済注文が成立した日において本件取引口座で清算されるため、本件為替差損益と同様、仕切決済が成立し本件取引口座で清算された日において損益が確定し実現したと認めるのが相当である。

そうであるところ、証拠によれば、平成17年分については同年11月7日の仕切決済において△2万7000円が生じており、平成18年分については仕切決済がなく損益が生じていないことになる。

イ 必要経費について

(ア) 法令の定め

所得税法37条1項は、必要経費について、雑所得等の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨規定する。

(イ) 本件F X取引の必要経費について

原告が本件F X取引を行うことにより生じた雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該収入金額を得るのに直接要したと認められる費用等は、平成17年分については同年11月7日の仕切決済に伴って原告がAに対して支払った取引手数料の1万円のみであり、平成18年分については、同年4月27日の新規注文に伴って原告がAに対して支払った取引手数料の1万円のみである。他方、本件F X取引を行うに当たり、原告が本件各年分において上記取引手数料以外の必要経費を支払った事実は認められない。

なお、原告は、本件F X取引における未決済ポジションに係る評価損が必要経費又は損失に該当するものとして雑所得の額を算出しているが、所得税法上、そのような算定の根拠となる規定はないし、そもそも、清算型ロールオーバーを採用する本件F X取引においては、未決済ポジションの約定値段がC市場引値に日々引き直され、本件取引口座において実現損益として日々円貨で換算されているのであるから、原告が主張するような年末時点における評価損益が発生する余地はない。

したがって、本件各年分の本件F X取引について、原告の雑所得の金額の計算上必要経費と認められる金額は、平成17年分が1万円、平成18年分が1万円である。

ウ まとめ

以上によれば、平成17年分については、別表3平成17年分欄記載のとおり、本件FX取引によって原告に生じた雑所得に係る収入金額は、本件為替差損益154万1000円、本件スワップ金利28万6925円、本件売買差損益△2万7000円の合計180万0925円であり、必要経費は取引手数料1万円であるから、本件FX取引に係る同年分の雑所得の金額は、179万0925円である。

また、平成18年分については、別表3平成18年分欄記載のとおり、本件FX取引によって原告に生じた雑所得に係る収入金額は、本件為替差損益27万6500円、本件スワップ金利46万2225円、本件売買差損益0円の合計73万8725円であり、必要経費は取引手数料1万円であるから、本件FX取引に係る同年分の雑所得の金額は、72万8725円である。

(2) 原告の主張

ア 収入金額について

(ア) 所得税の課税対象金額について

所得税の課税対象となる金額は、収入すべきことが確定した金額と規定されているところ、本件FX取引による損益は、本件スワップ金利を除き、保有ポジションの仕切売買の成立によって確定するのであり、保有を継続している限りその売買損益は確定しない。そうである以上、所得税の課税対象たる雑所得の収入金額は、時の経過とともに確定する本件スワップ金利と、課税対象期間中に仕切売買が成立した保有ポジションの売買差損益（為替差損益）との合計額となる。

他方、本件各年分の保有中のFX買ポジションに係る日々の評価損益（値洗い損益）は確定した損益ではなく、いずれも仮計算された損益にすぎず、所得税の課税対象とはならない。

(イ) 本件FX取引における損益計算

原告は、平成15年9月18日に1ドル当たり115.47円で取得した米ドルの買いポジション1枚を平成17年11月7日に1ドル当たり117.75円で仕切決済しており、これによって生じた売買差損益は11万4000円である。

$$(117.75 - 115.47) \times 5万 = 11万4000円$$

また、同年12月末日現在、原告は、平成14年4月10日に1ドル当たり130.30円で取得した米ドルの買ポジション1枚を保有していたところ、米ドルの買ポジションの価格は同日現在で1ドル当たり117.69円であったから、この保有ポジションの評価損益は△63万0500円であった。

$$(117.69 - 130.30) \times 5万 = \Delta 63万0500円$$

次に、原告は平成18年4月27日、米ドルのFX買ポジションを1ドル当たり114.80円で1枚取得したため、同年12月末日現在には、同買ポジションに加え、平成14年4月10日に1ドル当たり130.30円で取得した米ドルの買ポジション1枚を保有していたところ、米ドルの買ポジションの価格は平成18年12月末日現在で1ドル当たり119.01円であったから、これらの保有ポジションの評価損益は、△35万4000円であった。

$$\{(119.01 - 130.30) + (119.01 - 114.80)\} \times 5万 = \Delta 35万4000円$$

イ 必要経費について

さらに、原告は、本件F X取引の諸経費として、本件各年分につきそれぞれ12万円ずつを支出しており、これらはいずれも必要経費となる。

ウ まとめ

以上によれば、平成17年分については、本件F X取引によって原告に生じた売買差損益が11万4000円、本件スワップ金利が28万6925円、評価損益が△63万0500円で、その合計△22万9575円から、必要経費の取引手数料12万円を差し引けば△34万9575円となる。

したがって、本件F X取引に係る同年分の雑所得は存在しない。

また、平成18年分については、本件F X取引によって原告に生じた本件スワップ金利が46万2225円、評価差損益が△35万4000円の合計10万8225円から、必要経費の取引手数料12万円を差し引けば△1万1775円となる。

したがって、本件F X取引に係る同年分の雑所得は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実に掲記の各証拠を総合すれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件F X取引に係る原告とA間の契約内容

ア 取引ガイド等の受領

原告は、本件F X取引を開始するに先立ち、平成13年ころ、Aから「外国為替直物証拠金取引 A F X 取引ガイド」(以下「本件ガイド1」という。乙8)及び「外国為替直物証拠金取引 A F X 口座開設のご案内」(以下「本件案内書」という。乙9)を受け取った。

イ 本件ガイド1等の記載内容

(ア) 本件ガイド1の2頁には、「ロールオーバー方式でポジションを乗り換えます。」として、「本取引はポジションをその日の引け値となるC外国為替市場終値に自動的に乗り換える(ロールオーバー)ことにより、決済期限を延長しポジションを維持する取引です。毎営業日乗り換えを繰り返すことにより、決済の期限を延長することが可能です。」と記載され、さらに「売買評価損益は毎日清算されます。」として、「本取引では毎営業日の注文受付開始前に、C外国為替市場の終値で売買評価損益を計算し、ポジションをロールオーバーします。評価益の場合はお客様の口座に益金が積み立てられ、評価損の場合は口座から損金が引き落とされることによって、常に時価評価(Mark to Market=マーク・トゥ・マーケット)されています。」と記載されている(乙8)。

(イ) 同ガイドの5頁には、「手仕舞いのルール」として、「お客様が手仕舞いを行う際に、対象となるポジションの指定はできません。手仕舞いは、以下のルールで行われます。」「当日建てたポジションがない場合、前日の引け値で繰り越されてきたポジションを手仕舞いします。」との記載がある(乙8)。

(ウ) 同ガイドの6頁には、「口座残高の推移」として、「お客様の口座残高は、毎営業日の引け値となるC外国為替市場の終値をもってポジションに関わる評価損益、スワップ金利の受払いを行い、常に時価評価(Mark to Market=マーク・トゥ・マーケット)されています。これらは、毎日お客様の取引口座に入金されたり、差し引かれたり

することになります。」との記載がある（乙8）。

(エ) 本件案内書添付の「契約約款」（以下「本件約款1」といい、本件約款と併せて「本件各約款」という。）には、7条1項として「私の未決済ポジションに対して毎日行う値洗い計算に関しては、C外国為替市場のインターバンクレート終値（B銀行調べ）を用いてこれを行うことに同意します。なお、C外国為替市場が休場の場合はD外国為替市場の終値を、両市場とも休場の場合はE外国為替市場の終値を用いてこれを行うことに同意します。」と、同条2項として「前項に定める値洗い計算によって生じる差損益金につき、益計算であればその益計算分が、また損計算であればその損計算分がスワップ金利と共に取引口座内において日々清算されることに同意します。また未決済ポジションの全ての約定値段が、前項に定める値洗いの時点で、C外国為替市場のインターバンクレート終値に日々引き直されることに同意します。」と、8条として「預託金残高が必要証拠金を上回っている場合、現金残高の額を上限とし、金利その他発生費用を考慮した上で、現金の返還を請求できることとします。」と、それぞれ記載されている（乙9）。

ウ 口座開設申込書等の提出

原告は、その後、本件案内書に添付された「外国為替口座開設申込書」、「約諾書及び通知書」、「印鑑及び振込口座届」及び「重要事項確認書」（以下、併せて「本件各書面」という。）にそれぞれ署名押印し、平成13年5月1日、本件各書面をAに提出し、本件取引口座の開設を申し込んだ（乙8から10まで）。

エ 口座開設申込書等の記載内容

上記「外国為替口座開設申込書」には、「『契約約款』『外国為替直物証拠金取引－取引ガイド』『口座開設のご案内』の各書類を受領し、外国為替直物証拠金取引の仕組み・損失リスクについて説明を受け理解した上で、『重要事項確認書』を貴社に差し入れ、私はA株式会社に対し下記の通り口座開設を申込みます。」との記載がある（乙10）。

また、上記「約諾書及び通知書」には、「私は、A株式会社と、外国為替直物証拠金取引を行うに際し、貴社から交付された『契約約款』『外国為替直物証拠金取引－取引ガイド』『口座開設のご案内』を受領し、熟読した上、外国為替直物証拠金取引の特徴、制度の仕組み、為替相場変動リスクや危険性等取引に関する仕組みを十分理解し、『重要事項確認書』を貴社に差し入れ、私の判断と責任において貴社と外国為替直物証拠金取引を行うことを承諾しました」との記載がある（乙10）。

さらに、上記「重要事項確認書」には、「貴社にて外国為替直物証拠金取引を行うに際し、取引の制度や仕組み、またリスクや危険性について、以下の点について理解または納得していることを証するため、この確認書を差し入れます。」とした上で、「ポジションを手仕舞いしていなくとも、為替差損益は日々取引口座で清算されるということ。」との記載がある（乙10）。

オ 本件ガイド1等の記載内容の変更

平成17年及び平成18年には、本件ガイド1は一部の内容が変更されて「外国為替証拠金取引 A 取引ガイド（契約締結前交付書面）」（以下「本件ガイド2」という。乙11）となるとともに、本件約款1も一部の内容が変更されて「A 取引約款」（本件約款）となり、本件ガイド2の一部に組み込まれていた。

原告は、平成16年までに、Aから本件ガイド2（本件約款を含む。）を受領した。

カ 本件ガイド2等の記載内容

(ア) 本件ガイド2の3頁には、「ロールオーバー」として、「本取引はポジションをその日の引値に自動的に乗り換える（ロールオーバー）ことにより、決済期限を延長しポジションを維持する取引です。毎営業日乗り換えを繰り返すことにより、決済の期限を延長することが可能です。」と記載され、さらに「マーク・トゥ・マーケット」として、「毎日の引値を用いて行うロールオーバーに伴って、評価益の場合はお客様の「A」の取引口座へ益金が入金処理され、評価損の場合は逆に損金を引き落とされます。つまり、ポジションを手仕舞いしていなくても、毎営業日行う日次処理によって、お客様の口座残高は常に引値で時価評価「マーク・トゥ・マーケット」されているということになります。」と記載されている（乙11）。

(イ) 同ガイドの8頁には、「手仕舞いのルール」として、イ(イ)に摘示したのと同様の記載がある（乙11）。

(ウ) 本件約款には、7条1項、2項、8条として、それぞれイ(エ)に摘示したのと同様の記載がある（乙11）。

(2) 本件FX取引の経緯

ア 入出金等明細照会の存在

A作成の入出金等明細照会（以下「本件明細」という。乙14）には、平成17年1月3日から平成18年12月29日までの期間について、営業日毎に「為替損益」及び「金利」との名目で本件取引口座に入出金が行われていたことが記載されている。

イ 取引報告書及び月末報告書

原告は、少なくとも平成17年から平成18年まで、Aから、毎月末日付けで「取引報告書及び月末報告書」を受領していたところ、同報告書のうち平成17年1月分から平成18年7月分までには、いずれも、当月分の取引明細に加え、為替差損益、取引手数料、スワップ金利、差引差損益、本件取引口座の残高、取引証拠金の額及び本件取引口座の残高のうちの利用可能額が記載されている。また、同年8月分から同年12月分までには、上記各事項に加え、営業日毎の為替損益、手数料、スワップ金利、本件取引口座への入出金及びお預かり残高が記載されている（甲12、乙17）。

(3) まとめ

上記のとおり、本件ガイド1及び2のいずれにおいても、顧客が保有ポジションを仕切決済しない場合には、いわゆる清算型ロールオーバー、すなわち、Aの営業日毎に当日のC外国為替市場（又はD外国為替市場若しくはE外国為替市場）の終値をもって保有ポジションを評価替えし、それによって当該ポジションの決済期限を延長する処理を行うこと、営業日毎のロールオーバーに伴い発生した「評価益」がある場合はその都度顧客の取引口座に対し入金処理が行われ、「評価損」がある場合には逆にその都度引き落としが行われることが明記され、さらに本件各約款においては、上記入金等の結果、必要な証拠金を上回る預託金残高が取引口座にある場合には、金利その他発生費用を考慮した上でその分の現金の返還を請求できるとされていたところ、原告はこれらガイド等の書面をいずれも受領し、本件ガイド1及び本件約款1については、両書面の内容を理解し確認した旨の重要事項確認書等を提出していたというのであるから、本件FX取引の開始に当たり、原告とAとの間で、原告が取得するポジション及び本件取引口座への入出金について上記のとおり処理を行う旨の合意がされていたと認め

るのが相当である。

このことに加え、前記のとおり、平成17年及び平成18年の営業日毎に本件取引口座に対して為替損益やスワップ金利の名目での入出金が詳細に記載された本件明細が存在し、かつ、平成17年及び平成18年中に原告が行ったポジションの売買取引はそれぞれ1回ずつであったにもかかわらず、原告に対し、毎月末日付けで当月の為替差損益、本件取引口座の残高及び利用可能額等（平成18年8月分以降は、これらに加えて営業日毎の為替損益、スワップ金利の額等）が記載された報告書が送付されていたというのであるから、本件FX取引においては、本件取引口座に対し、本件明細に記載されたとおりの入出金が現実に行われていたものというべきである。

したがって、平成17年及び平成18年において、本件FX取引に関し、Aから本件取引口座に対して本件明細に記載のとおり入出金がされたものと認められる。

(4) 原告の主張について

ア これに対し、原告は、Aとの間では「保有ポジションの価格変動により生じる評価損益を担保するため」価格変動に相当する金額を預託証拠金で調整することについて合意したにすぎず、原告の与り知らないところで取引金額等を決定し、かつ、その内容を原告に強制的に履行させるような契約は当事者間の合意に基づく通常の契約ではないと主張しており、その趣旨は明確ではないものの、原告がAとの間で、Aが原告の保有ポジションについて営業日毎に評価替えを行い、それによって発生した為替差損益について本件取引口座に対し入出金を行うことを合意していないとの主張であると理解できる。

しかしながら、前記のとおり、原告は、本件FX取引の開始に先立ち、上記のような清算型ロールオーバーの処理を行うことが明確に記載された本件ガイド1及び本件約款1をそれぞれ受領し、かつ、それらの内容を読んで理解した旨の「約諾書及び通知書」や、保有ポジションを手仕舞いしていなくとも、為替差損益は日々取引口座で清算されるということについて理解または納得している旨の「重要事項確認書」にそれぞれ署名押印してこれをAに提出しているというのであるから、原告は、それらの事項を十分に承知した上で本件FX取引を開始したと認めるのが相当である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、被告が主張するような詳細な、かつ、ほぼ毎日について本件取引口座の増減額を記載した計算明細（金額算定基礎その他）を通知されたことがないと主張しており、本件明細の信用性に疑問を表明しているようである。

しかしながら、本件の全証拠を精査しても、本件明細の信用性を疑わせる証拠はない。かえって、本件明細の記載内容を見ると、本件ガイド1及び2、本件各約款の各記載に沿った清算処理等の取扱が示されているのみならず、原告が実際に受け取ったと認められる月毎の報告書（甲10、12、乙17）の内容にも合致しており、その信用性は十分に認められるというべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

2 本件FX取引に係る本件各年分の雑所得の有無及び額について

(1) 為替差損益について

ア 前記認定事実のとおり、平成17年及び平成18年において、本件取引口座には、Aの営業日毎に、当日のC外国為替市場の終値を元に算出した原告の保有するポジションの為替差損益を清算した金額が入金又は引き落としされていたところ、本件各約款によれば、本件取

引口座の残額が必要証拠金の額を上回る場合、原告は、入金された為替差益を現金の形で返還することをAに請求することができたのであるし、また、残額が必要証拠金の額を下回る場合でも、これを必要証拠金に充当する形で利用することができたのであるから、いずれにせよ、原告は、前記のとおり本件取引口座に入金された為替差損益のもたらず経済的利益を享受していたといえることができる。

したがって、本件明細のとおり入出金されたと認められる為替差損益は、すべて原告の収入金額に該当するというべきである。

そうであるところ、本件明細の内容を集計すれば、平成17年及び平成18年において本件取引口座に対して入出金が行われた為替差損益の額は、別紙4-1から4-4までのとおりであり、平成17年分については154万1000円、平成18年分については27万6500円と認められる。

イ 以上によれば、本件各年分の本件為替差損益は、平成17年分が154万1000円、平成18年分が27万6500円であり、これらはいずれも原告の収入金額であると認められる。

(2) 売買差損益について

前記認定事実のとおり、本件FX取引においては、顧客が保有ポジションを仕切決済しない場合には、営業日毎に当該ポジションを当日のC外国為替市場の終値で評価替えし、それによって当該ポジションの決済期限を延長する方式を採用していたといえることができるから、仕切決済した際の約定価格と前日の同市場の終値との差額に基づき計算された金額が本件売買差損益に当たることになる。そして、仕切決済により確定した本件売買差損益は、本件取引口座で清算されるため、本件為替差損益と同様、仕切決済が成立し本件取引口座で清算された日において損益が確定し、原告はこれに基づく経済的利益を得ていたといえる。

そうであるところ、平成17年及び平成18年において本件取引口座に対して入出金が行われた売買差損益は、平成17年11月7日の仕切決済における2万7000円の損失のみである。

したがって、本件各年分の本件売買差損益は、平成17年分が△2万7000円、平成18年分が0円であると認められる。

(3) 必要経費について

ア 本件明細によれば、原告が本件FX取引によって収入金額を得るのに直接要したと認められる費用は、平成17年11月7日の仕切決済に伴って原告がAに対して支払った取引手数料の1万円及び平成18年4月27日の新規注文に伴って原告がAに対して支払った取引手数料の1万円のみである。

イ これに対し、原告は、本件FX取引の諸経費として、本件各年分につきそれぞれ12万円ずつを支出しており、これらはいずれも必要経費となると主張するが、本件の全証拠を精査しても、上記アのほかに原告が本件FX取引の必要経費として本件各年分につき支出したことを認めるに足りる証拠はなく、原告の上記主張は採用することができない。

ウ したがって、原告が本件FX取引を行うことにより生じた雑所得の必要経費は、平成17年分が1万円、平成18年分が1万円である。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、本件FX取引による損益は、本件スワップ金利を除き、保有ポジションの仕切売

買の成立によって確定するのであり、保有を継続している限りその売買損益は確定しない評価損益であり、その額は仮計算にすぎない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実のとおり、本件F X取引においては、顧客が保有ポジションを仕切決済しない場合には、営業日毎に当該ポジションを当日のC外国為替市場等の終値をもって評価替えし、それによって当該ポジションの決済期限を延長する処理を行っており、原告のいう売買損益又は評価損益は、営業日毎に本件為替差損益として実現して本件取引口座に入出金されているのであるから、本件F X取引においてポジションを保有することによる損益は、仕切決済を要することなく、本件為替差損益という形で営業日毎に確定し続けているということができる。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、本件F X取引における未決済ポジションに係る評価損を収入金額から差し引いて算出した額を雑所得の額として主張している。

しかしながら、前記アのとおり、本件F X取引においては、顧客が保有ポジションを仕切決済しない場合には、営業日毎に当該ポジションを当日のC外国為替市場等の終値をもって評価替えし、それによって当該ポジションの決済期限を延長する処理を行っており、保有ポジションの取得価格が営業日毎に変動し、その変動に伴う損益は本件為替差損益という形で実現し続けている以上、本件F X取引においては、本件為替差損益とは別に、未決済ポジションの当初の取得価格を基準として算定した評価損というものを観念することはできないというべきである。

したがって、そのような評価損を雑所得の額に算入することはできず、原告の上記主張は採用することができない。

(5) まとめ

以上によれば、別表3のとおり、原告の平成17年分の本件為替損益は154万1000円、本件売買差損益は△2万7000円、本件スワップ金利は28万6925円であるから、同年分の収入金額はこれらを合計した180万0925円となり、ここから差し引くべき必要経費は取引手数料1万円であるから、本件F X取引に係る同年分の雑所得の金額は、179万0925円となる。

また、原告の平成18年分の本件為替損益は27万6500円、本件売買差損益は0円、本件スワップ金利は46万2225円であるから、収入金額はこれらを合計した73万8725円となり、ここから差し引くべき必要経費は取引手数料1万円であるから、本件F X取引に係る同年分の雑所得の金額は、72万8725円となる。

そして、上記各金額は、本件各更正処分により増額された金額と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法というべきである。

3 本件各決定処分について

上記のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるから、これらを前提としてされた本件各決定処分もまた適法である。

4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 山田 明
裁判官 徳地 淳
裁判官 直江 泰輝

別表 1

課税の経緯（平成17年分）

（単位：円）

年分	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
平成17年分	年月日	平成18年3月14日	平成20年7月4日	平成20年7月9日	平成20年9月3日	平成20年9月22日	平成21年4月27日	
	総所得金額	1,930,781	3,721,706	更正処分等の全部取消し	棄却	更正処分等の全部取消し	棄却	
	内訳	事業所得の金額	△215,466					△215,466
		配当所得の金額	27,530					27,530
		雑所得の金額	2,118,717					3,909,642
	分離課税の株式等に係るの譲渡所得の金額	191,590	191,590					
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額	35,800	35,800					
	所得控除の合計額	1,437,029	1,437,029					
	源泉徴収税額	218,694	218,694					
	還付金の額に相当する税額	181,456	38,177					
	過少申告加算税の額	—	14,000					

（注）「事業所得の金額」欄の△印は、損失の金額を示す。

別表 2

課税の経緯（平成18年分）

（単位：円）

年分	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
平成18年分	年月日	平成19年3月15日	平成20年7月4日	平成20年7月9日	平成20年9月3日	平成20年9月22日	平成21年4月27日	
	総所得金額	2,338,134	3,066,859	更正処分等の全部取消し	棄却	更正処分等の全部取消し	棄却	
	内訳	事業所得の金額	262,063					262,063
		配当所得の金額	20,900					20,900
		雑所得の金額	2,055,171					2,783,896
	分離課税の株式等に係るの譲渡所得の金額	△294,742	△294,742					
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額	△2,783,200	△2,783,200					
	所得控除の合計額	1,288,400	1,288,400					
	源泉徴収税額	351,823	351,823					
	還付金の額に相当する税額	259,294	193,684					
	過少申告加算税の額	—	6,000					

（注）「分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額」欄及び「分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額」欄の△印は、損失の金額を示す。

別表 3

本件 F X 取引に係る雑所得の金額

(単位：円)

項目	区分		平成 1 7 年分	平成 1 8 年分
為替差損益	①		1,541,000	276,500
売買差損益	②		△27,000	0
スワップ金利	③		286,925	462,225
合計額 (①+②+③)	④		1,800,925	738,725
必要経費の額	⑤		10,000	10,000
所得金額 (④-⑤)	⑥		1,790,925	728,725

Aの営業日ごとの本件為替差損益及び本件スワップ金利の内訳

(平成17年1月～6月)

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.1.3	15,000	500
17.1.4	178,000	500
17.1.5	△42,000	500
17.1.6	87,000	500
17.1.7	△24,000	1,500
17.1.10	△42,000	500
17.1.11	△103,000	500
17.1.12	△87,000	500
17.1.13	△7,000	500
17.1.14	△36,000	1,500
17.1.17	13,000	500
17.1.18	12,000	500
17.1.19	49,000	500
17.1.20	63,000	500
17.1.21	△67,000	1,500
17.1.24	△9,000	500
17.1.25	142,000	500
17.1.26	△98,000	500
17.1.27	△27,000	500
17.1.28	48,000	1,500
17.1.31	42,000	500
17年1月計	107,000	14,500

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.2.1	△1,000	500
17.2.2	△10,000	500
17.2.3	86,000	500
17.2.4	△35,000	1,800
17.2.7	75,000	600
17.2.8	100,000	600
17.2.9	△23,000	600
17.2.10	21,000	600
17.2.11	△11,000	1,800
17.2.14	△62,000	600
17.2.15	△69,000	600
17.2.16	101,000	600
17.2.17	13,000	600
17.2.18	10,000	1,800
17.2.21	△3,000	600
17.2.22	△158,000	600
17.2.23	79,000	600
17.2.24	55,000	600
17.2.25	△17,000	1,800
17.2.28	△59,000	600
17年2月計	92,000	16,500

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.3.1	△23,000	650
17.3.2	35,000	650
17.3.3	55,000	650
17.3.4	△49,000	1,950
17.3.7	38,000	650
17.3.8	△51,000	650
17.3.9	△74,000	650
17.3.10	20,000	650
17.3.11	△15,000	1,950
17.3.14	85,000	650
17.3.15	△28,000	650
17.3.16	△40,000	650
17.3.17	38,000	650
17.3.18	22,000	1,950
17.3.21	44,000	650
17.3.22	42,000	650
17.3.23	34,000	700
17.3.24	38,000	700
17.3.25	7,000	2,100
17.3.28	77,000	700
17.3.29	40,000	700
17.3.30	△2,000	700
17.3.31	△40,000	700
17年3月計	253,000	20,600

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.4.1	39,000	2,250
17.4.4	76,000	750
17.4.5	△14,000	750
17.4.6	52,000	750
17.4.7	△6,000	750
17.4.8	△39,000	2,250
17.4.11	△38,000	750
17.4.12	△11,000	750
17.4.13	△39,000	750
17.4.14	84,000	750
17.4.15	△39,000	2,250
17.4.18	△30,000	750
17.4.19	△78,000	750
17.4.20	14,000	750
17.4.21	9,000	750
17.4.22	△95,000	2,250
17.4.25	△33,000	750
17.4.26	35,000	750
17.4.27	△16,000	750
17.4.28	27,000	750
17.4.29	△138,000	2,250
17年4月計	△240,000	23,250

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.5.2	30,000	750
17.5.3	3,000	750
17.5.4	△52,000	750
17.5.5	△10,000	750
17.5.6	60,000	2,250
17.5.9	57,000	750
17.5.10	△8,000	750
17.5.11	20,000	750
17.5.12	102,000	750
17.5.13	53,000	2,400
17.5.16	△57,000	800
17.5.17	81,000	800
17.5.18	△57,000	800
17.5.19	67,000	800
17.5.20	52,000	2,400
17.5.23	△51,000	800
17.5.24	△1,000	800
17.5.25	7,000	800
17.5.26	25,000	800
17.5.27	△3,000	2,400
17.5.30	7,000	800
17.5.31	57,000	800
17年5月計	382,000	23,450

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.6.1	19,000	800
17.6.2	△47,000	800
17.6.3	△61,000	2,400
17.6.6	△75,000	800
17.6.7	△31,000	800
17.6.8	66,000	800
17.6.9	16,000	800
17.6.10	124,000	2,400
17.6.13	86,000	800
17.6.14	△8,000	800
17.6.15	△25,000	800
17.6.16	△29,000	800
17.6.17	△34,000	2,400
17.6.20	69,000	800
17.6.21	△111,000	800
17.6.22	70,000	800
17.6.23	6,000	800
17.6.24	12,000	2,400
17.6.27	22,000	800
17.6.28	78,000	800
17.6.29	39,000	800
17.6.30	49,000	800
17年6月計	235,000	24,000

Aの営業日ごとの本件為替差損益及び本件スワップ金利の内訳

(平成17年7月～12月)

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.7.1	86,000	2,400
17.7.4	△13,000	900
17.7.5	8,000	900
17.7.6	45,000	900
17.7.7	△9,000	900
17.7.8	9,000	2,700
17.7.11	△37,000	900
17.7.12	△102,000	900
17.7.13	109,000	900
17.7.14	47,000	900
17.7.15	△18,000	2,700
17.7.18	△19,000	900
17.7.19	72,000	900
17.7.20	21,000	900
17.7.21	△263,000	900
17.7.22	104,000	2,700
17.7.25	17,000	900
17.7.26	103,000	900
17.7.27	△6,000	900
17.7.28	△34,000	900
17.7.29	37,000	2,700
17年7月計	157,000	27,600

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.8.1	△24,000	900
17.8.2	△78,000	900
17.8.3	△39,000	900
17.8.4	15,000	900
17.8.5	72,000	2,700
17.8.8	22,000	900
17.8.9	△27,000	900
17.8.10	△125,000	950
17.8.11	△95,000	950
17.8.12	△33,000	2,850
17.8.15	△12,000	950
17.8.16	30,000	950
17.8.17	37,000	950
17.8.18	60,000	950
17.8.19	△5,000	2,850
17.8.22	△69,000	950
17.8.23	9,000	950
17.8.24	34,000	950
17.8.25	△17,000	950
17.8.26	17,000	2,850
17.8.29	41,000	950
17.8.30	63,000	950
17.8.31	△64,000	950
17年8月計	△188,000	29,000

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.9.1	△79,000	950
17.9.2	△1,000	2,850
17.9.5	△66,000	950
17.9.6	51,000	950
17.9.7	44,000	950
17.9.8	41,000	950
17.9.9	△83,000	2,850
17.9.12	67,000	950
17.9.13	30,000	950
17.9.14	△26,000	950
17.9.15	25,000	950
17.9.16	70,000	3,150
17.9.19	19,000	1,050
17.9.20	43,000	1,050
17.9.21	△65,000	1,050
17.9.22	41,000	1,050
17.9.23	77,000	3,150
17.9.26	△32,000	1,050
17.9.27	113,000	1,100
17.9.28	△19,000	1,100
17.9.29	△11,000	1,100
17.9.30	50,000	3,300
17年9月計	289,000	32,400

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.10.3	64,000	1,100
17.10.4	11,000	1,100
17.10.5	△24,000	1,100
17.10.6	△71,000	1,100
17.10.7	50,000	3,300
17.10.10	50,000	1,100
17.10.11	26,000	1,100
17.10.12	△18,000	1,100
17.10.13	13,000	1,100
17.10.14	△43,000	3,300
17.10.17	84,000	1,100
17.10.18	78,000	1,100
17.10.19	△26,000	1,100
17.10.20	△12,000	1,100
17.10.21	58,000	3,300
17.10.24	△45,000	1,100
17.10.25	△42,000	1,100
17.10.26	83,000	1,100
17.10.27	△40,000	1,100
17.10.28	22,000	3,300
17.10.31	72,000	1,100
17年10月計	290,000	31,900

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.11.1	33,000	1,100
17.11.2	15,000	1,200
17.11.3	33,000	1,200
17.11.4	113,000	3,600
17.11.7	△33,000	600
17.11.8	△19,500	600
17.11.9	11,500	600
17.11.10	34,000	600
17.11.11	△12,500	1,875
17.11.14	42,500	625
17.11.15	6,000	625
17.11.16	13,500	625
17.11.17	△19,000	625
17.11.18	15,000	1,875
17.11.21	△3,500	625
17.11.22	△15,000	625
17.11.23	△500	625
17.11.24	3,500	625
17.11.25	41,500	1,875
17.11.28	△39,500	625
17.11.29	42,000	625
17.11.30	7,000	625
17年11月計	268,000	22,000

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
17.12.1	41,000	625
17.12.2	△2,000	1,875
17.12.5	10,500	625
17.12.6	2,500	625
17.12.7	8,500	625
17.12.8	△35,000	625
17.12.9	16,500	1,875
17.12.12	△44,000	650
17.12.13	8,500	650
17.12.14	△128,500	675
17.12.15	△57,500	675
17.12.16	△28,000	2,025
17.12.19	23,500	675
17.12.20	54,000	675
17.12.21	9,000	675
17.12.22	△36,500	675
17.12.23	△22,500	2,025
17.12.26	11,500	675
17.12.27	49,500	675
17.12.28	25,000	675
17.12.29	△4,000	725
17.12.30	△6,000	2,700
17年12月計	△104,000	21,725

平成17年分合計

本件為替差損益	本件スワップ金利
1,541,000	286,925

Aの営業日ごとの本件為替差損益及び本件スワップ金利の内訳

(平成18年1月～6月)

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.1.3	△78,500	675
18.1.4	△3,500	675
18.1.5	△9,000	675
18.1.6	△73,500	2,025
18.1.9	1,000	675
18.1.10	△7,000	675
18.1.11	△8,500	675
18.1.12	10,500	675
18.1.13	△10,000	2,025
18.1.16	36,500	675
18.1.17	29,000	675
18.1.18	△12,000	675
18.1.19	8,500	675
18.1.20	△6,500	2,025
18.1.23	△43,000	675
18.1.24	14,000	675
18.1.25	57,500	675
18.1.26	30,000	675
18.1.27	42,500	2,025
18.1.30	15,500	675
18.1.31	△20,500	675
18年1月計	△27,000	19,575

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.2.1	41,000	700
18.2.2	27,500	700
18.2.3	18,500	2,100
18.2.6	5,000	700
18.2.7	△55,000	700
18.2.8	29,500	700
18.2.9	16,000	700
18.2.10	△50,000	2,100
18.2.13	△4,000	700
18.2.14	△19,000	700
18.2.15	25,000	700
18.2.16	△15,500	700
18.2.17	23,500	2,100
18.2.20	10,000	700
18.2.21	22,500	700
18.2.22	△8,000	700
18.2.23	△70,000	700
18.2.24	△12,500	2,100
18.2.27	△39,500	700
18.2.28	△16,000	700
18年2月計	△71,000	19,600

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.3.1	15,500	700
18.3.2	△10,500	700
18.3.3	27,000	2,100
18.3.6	58,500	700
18.3.7	13,500	700
18.3.8	△500	700
18.3.9	18,000	700
18.3.10	39,500	2,100
18.3.13	△13,500	700
18.3.14	△56,500	725
18.3.15	△11,000	725
18.3.16	△28,000	725
18.3.17	△45,000	2,175
18.3.20	24,000	725
18.3.21	43,500	725
18.3.22	△12,500	725
18.3.23	42,000	725
18.3.24	△20,500	2,175
18.3.27	△35,500	725
18.3.28	60,000	725
18.3.29	△6,000	725
18.3.30	△25,000	725
18.3.31	23,000	2,175
18年3月計	100,000	23,600

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.4.3	△5,000	725
18.4.4	△7,500	725
18.4.5	△5,500	725
18.4.6	17,000	725
18.4.7	26,000	725
18.4.10	3,500	2,175
18.4.11	△4,000	725
18.4.12	14,000	725
18.4.13	500	750
18.4.14	7,500	2,250
18.4.17	△45,000	750
18.4.18	△37,000	750
18.4.19	11,500	750
18.4.20	12,500	750
18.4.21	△48,000	2,250
18.4.24	△97,500	750
18.4.25	9,000	750
18.4.26	△4,500	750
18.4.27	△69,000	1,500
18.4.28	△26,000	4,500
18年4月計	△247,500	23,750

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.5.1	△48,000	1,500
18.5.2	△1,000	1,500
18.5.3	23,000	1,500
18.5.4	9,000	1,500
18.5.5	△111,000	4,500
18.5.8	△94,000	1,500
18.5.9	△58,000	1,500
18.5.10	△54,000	1,500
18.5.11	22,000	1,500
18.5.12	△71,000	4,500
18.5.15	48,000	1,400
18.5.16	△74,000	1,400
18.5.17	122,000	1,400
18.5.18	△15,000	1,400
18.5.19	87,000	4,200
18.5.22	△13,000	1,400
18.5.23	42,000	1,400
18.5.24	95,000	1,400
18.5.25	△116,000	1,400
18.5.26	92,000	4,200
18.5.29	△34,000	1,400
18.5.30	△20,000	1,400
18.5.31	49,000	1,400
18年5月計	△120,000	44,800

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.6.1	6,000	1,400
18.6.2	△97,000	4,200
18.6.5	51,000	1,400
18.6.6	108,000	1,450
18.6.7	25,000	1,450
18.6.8	67,000	1,450
18.6.9	△27,000	4,350
18.6.12	41,000	1,450
18.6.13	106,000	1,450
18.6.14	△39,000	1,500
18.6.15	△30,000	1,500
18.6.16	43,000	4,500
18.6.19	36,000	1,500
18.6.20	△58,000	1,500
18.6.21	△7,000	1,500
18.6.22	123,000	1,500
18.6.23	45,000	4,500
18.6.26	△30,000	1,550
18.6.27	2,000	1,550
18.6.28	19,000	1,550
18.6.29	△130,000	1,550
18.6.30	△74,000	4,800
18年6月計	180,000	47,600

Aの営業日ごとの本件為替差損益及び本件スワップ金利の内訳

(平成18年7月～12月)

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.7.3	25,000	1,600
18.7.4	△9,000	1,600
18.7.5	113,000	1,600
18.7.6	△62,000	1,600
18.7.7	△108,000	4,800
18.7.10	30,000	1,600
18.7.11	△8,000	1,600
18.7.12	127,000	1,550
18.7.13	△13,000	1,550
18.7.14	72,000	4,500
18.7.17	113,000	1,500
18.7.18	8,000	1,500
18.7.19	△44,000	1,500
18.7.20	16,000	1,500
18.7.21	△87,000	4,650
18.7.24	51,000	1,550
18.7.25	56,000	1,550
18.7.26	△97,000	1,550
18.7.27	△49,000	1,550
18.7.28	△113,000	4,650
18.7.31	1,000	1,550
18年7月計	22,000	45,050

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.8.1	△9,000	1,550
18.8.2	10,000	1,550
18.8.3	34,000	1,550
18.8.4	△57,000	4,650
18.8.7	73,000	1,550
18.8.8	20,000	1,550
18.8.9	5,000	1,550
18.8.10	△7,000	1,550
18.8.11	101,000	4,650
18.8.14	42,000	1,550
18.8.15	△60,000	1,550
18.8.16	△28,000	1,550
18.8.17	10,000	1,550
18.8.18	△13,000	4,650
18.8.21	5,000	1,550
18.8.22	69,000	1,550
18.8.23	△13,000	1,550
18.8.24	14,000	1,550
18.8.25	70,000	4,650
18.8.28	△8,000	1,550
18.8.29	△58,000	1,550
18.8.30	54,000	1,550
18.8.31	24,000	1,550
18年8月計	278,000	48,050

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.9.1	△29,000	4,650
18.9.4	△107,000	1,550
18.9.5	4,000	1,550
18.9.6	57,000	1,550
18.9.7	△18,000	1,550
18.9.8	47,000	4,650
18.9.11	74,000	1,550
18.9.12	29,000	1,550
18.9.13	△28,000	1,550
18.9.14	△11,000	1,550
18.9.15	1,000	4,650
18.9.18	38,000	1,550
18.9.19	△28,000	1,550
18.9.20	△18,000	1,550
18.9.21	△117,000	1,500
18.9.22	19,000	4,500
18.9.25	5,000	1,500
18.9.26	57,000	1,500
18.9.27	35,000	1,500
18.9.28	32,000	1,500
18.9.29	36,000	4,500
18年9月計	78,000	47,500

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.10.2	△53,000	1,600
18.10.3	28,000	1,600
18.10.4	1,000	1,600
18.10.5	△29,000	1,600
18.10.6	137,000	4,800
18.10.9	10,000	1,600
18.10.10	61,000	1,600
18.10.11	4,000	1,600
18.10.12	△43,000	1,600
18.10.13	31,000	4,800
18.10.16	△61,000	1,600
18.10.17	△16,000	1,600
18.10.18	8,000	1,600
18.10.19	△76,000	1,600
18.10.20	50,000	4,800
18.10.23	63,000	1,600
18.10.24	4,000	1,600
18.10.25	△26,000	1,600
18.10.26	△71,000	1,600
18.10.27	△80,000	4,800
18.10.30	△12,000	1,600
18.10.31	△50,000	1,600
18年10月計	△120,000	48,000

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.11.1	10,000	1,600
18.11.2	6,000	1,600
18.11.3	88,000	4,800
18.11.6	28,000	1,600
18.11.7	△60,000	1,600
18.11.8	16,000	1,550
18.11.9	7,000	1,550
18.11.10	△38,000	4,650
18.11.13	61,000	1,550
18.11.14	△58,000	1,550
18.11.15	44,000	1,550
18.11.16	21,000	1,550
18.11.17	△51,000	4,650
18.11.20	34,000	1,550
18.11.21	△14,000	1,550
18.11.22	△122,000	1,550
18.11.23	△40,000	1,550
18.11.24	△45,000	4,650
18.11.27	25,000	1,550
18.11.28	5,000	1,500
18.11.29	24,000	1,500
18.11.30	△58,000	1,500
18年11月計	△117,000	46,700

(単位：円)

平成年月日	本件為替差損益	本件スワップ金利
18.12.1	△35,000	4,500
18.12.4	△8,000	1,500
18.12.5	△51,000	1,500
18.12.6	42,000	1,500
18.12.7	△3,000	1,500
18.12.8	114,000	4,500
18.12.11	59,000	1,500
18.12.12	△20,000	1,500
18.12.13	78,000	1,500
18.12.14	28,000	1,500
18.12.15	32,000	4,500
18.12.18	△4,000	1,500
18.12.19	2,000	1,500
18.12.20	30,000	1,500
18.12.21	△11,000	1,500
18.12.22	53,000	4,500
18.12.25	0	1,500
18.12.26	30,000	1,500
18.12.27	△31,000	1,500
18.12.28	9,000	1,500
18.12.29	7,000	6,000
18年12月計	321,000	48,000

平成18年分合計

本件為替差損益	本件スワップ金利
276,500	462,225